

甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害及び避難路等の閉塞を防止することを目的として、危険性の高いブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、れんが造や石造等の組積造、その他ブロック状の素材を組み合わせて築造された塀をいう。
- (2) 避難路等 甲斐市地域防災計画に定める緊急輸送路及び甲斐市耐震改修促進計画で定める避難路又は通学路をいう。
- (3) 危険性の高いブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）で定める外観に基づく点検の項目において、いずれかの項目に不適合となったブロック塀等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 危険性の高いブロック塀等の所有者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 同一敷地において、過去にこの告示に基づき補助金を交付されたことがない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路等に面して、道路面又は敷地地盤面からの高さ1メートルを超えて設置されている危険性の高いブロック塀等の除却を行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する費用とし、危険性の高いブロック塀等の除却に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表により算出し、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）を、補助対象事業に着手する前までに、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第9条 申請者は、当該補助対象事業が完了したときは、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費実績報告書（様式第3号）を、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、市長にその実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、その内容を検査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、甲斐市ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容、条件その他法令に違反したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合であって、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この告示で定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助対象基本額	補助率	補助限度額
除却	ブロック塀等の撤去工事及び処分に必要な経費	ブロック塀等の面積に1平方メートル当たり9,000円を乗じて得た額と補助対象経費を比較して低い方の額	2/3	180,000円